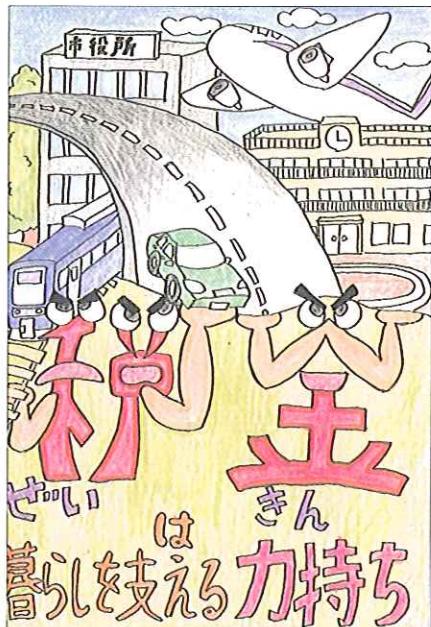


平成29年度
税に関する
絵はがきコンクール

絵はがきコンクール

宮古法人会会长賞



宮古市立高浜小学校 6年 佐々木彩矢さん

宮古税務署長



山田町立山田北小学校 6年 上野星渚さん

宮古法人会女性部会長賞



宮古市立千徳小学校 6年 鈴木美羽さん

目次

税に関する絵はがきコンクール	1 ~ 2
行動する法人会	3 ~ 7
税制に関する提言活動	3
租税教育活動	4
講演会・研修会	4 ~ 6
社会貢献・部会活動	6 ~ 7
平成30年度税制改正の大綱	7 ~ 9
紙上講演会	10
トピックス	11

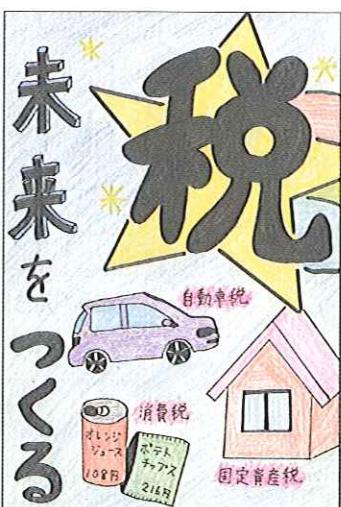
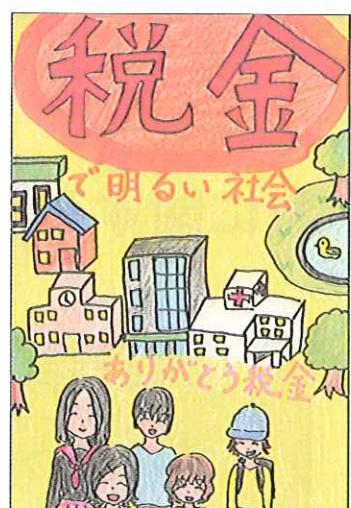
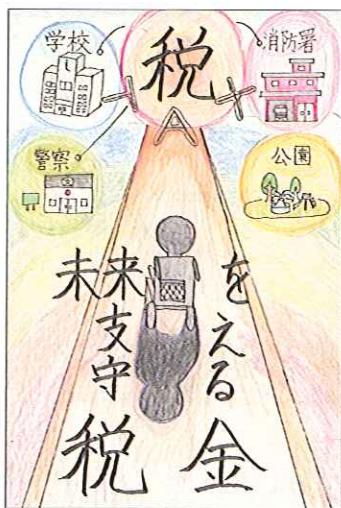
contents

法人会は
経営者をめぐるものの団体として
会員の積極的な自己啓発と
税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

法人会の基本的指針

優秀賞



奨励賞

宮古市立藤原小学校
山田町立山田南小学校
山田町立船越小学校
宮古市立高浜小学校
宮古市立千徳小学校

6年 鈴木夢麻さん
6年 小林鈴菜さん
6年 菅原林果さん
6年 伊藤結愛さん
6年 小笠原舞さん

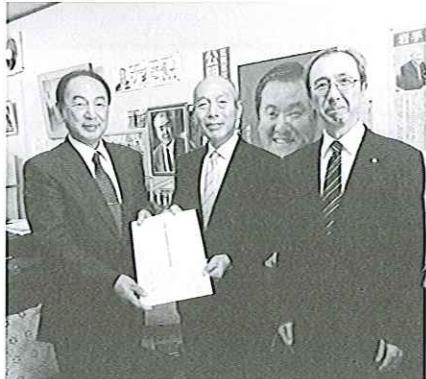
宮古市立津軽石小学校
山田町立山田北小学校
岩泉町立門小学校
宮古市立高浜小学校
宮古市立花輪小学校

6年 山口瑠夏さん
6年 村上京哉さん
6年 柚谷藍良さん
6年 田中結音さん
6年 久保田美咲さん

行動する法人会

税の提言活動

平成30年度税制改正に向け各自治体等に提言書を提出！



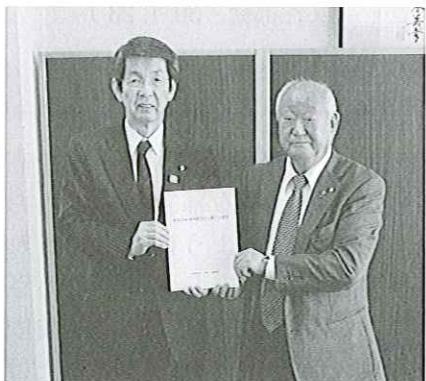
地元選出国会議員秘書
佐々木美由紀氏（左）



宮古市副市長
佐藤廣昭氏（右）



宮古市議会議長
加藤敏郎氏（左）



山田町長 佐藤信逸氏（左）



田野畠村長 石原弘氏（右）

法人会は公平で健全な税制実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

(29.11.20～12.20)

全国大会福井大会 大会宣言

われわれ法人会は、新公益法人等への移行を契機に制定した「理念」をもとに、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、引き続き緩やかな回復基調にあるが、未だ「好循環サイクル」には至らず、依然として力強さを欠いている。さらに、世界経済においては、アメリカの保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性が増してきている。持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、アベノミクスの柱である成長戦略において、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。また、国家的課題である財政健全化については、プライマリーバランスの黒字化に向け、規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

法人会が長年に亘り提言してきた「法人実効税率 20%台」は実現したところであるが、真の経済再生のためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中心とする「平成30年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ福井の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成 29 年 10 月 5 日 全国法人会総連合全国大会

租税教育活動

租税教室(青年部会・女性部会)



宮古市立崎山小学校
(青年部会 29. 12. 15)



宮古市立田老第一小学校
(青年部会 29. 12. 22)



宮古市立千徳小学校
(女性部会 30. 1. 23)

第30回法人会全国青年の集い高知大会(29. 11. 9~11. 10)



山館浩青年部会長以下5名が参加

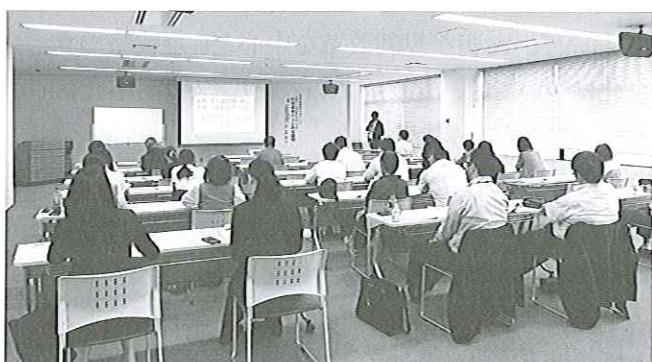
大政奉還後150年という節目の年に開催された高知大会。坂本龍馬をはじめとする幕末の志士たちの志が新たな時代を切り開いたように、参加された部会員の熱い「絆」と高い「志」を、こころざしの国「志(し)国(こく)高知」において強固なものにするとともに、第1回大会から積み上げてきた多くの成果を発展させ、それを全国各地に持ち帰り「未来へと継(つな)いでいただく」ことを目指してまいります。

(大会スローガンより)

講演会・セミナー

消費税セミナー

(29. 9. 19 シートピアなんど)



中小企業診断士 河合正尚 氏
「経理業務のよくある疑問」

中小企業会計啓発・普及セミナー

(29. 11. 13 宮古ホテル沢田屋)



中小企業診断士 鈴木たすく 氏
「企業の経営力強化を目指す会計」

3 団体交流研修会

(29. 10. 27 三陸鉄道北リアス線 島越駅)



ジオパークガイド 菊池義彦 氏
「普代・岩泉・田野畠のジオパーク」

移動研修会 IN 岩泉

(29. 10. 6 ホテル龍泉洞愛山)



きのこ鑑定士 岩館勝男 氏
「スライドショーで見るきのこの魅力」

公的機関合同実務研修会

(29. 11. 30 シートピアなんど)



各機関、講師の皆様
ありがとうございました。

機関名

宮古労働基準監督署
宮古警察署
宮古公共職業安定所
宮古今金事務所
宮古税務署

講師

監督官 片桐知拓 氏
生活安全課長 澤田 学 氏
統括職業指導官 瀬川祥子 氏
お客様相談室長 柴山和男 氏
統括国税調査官 鎌崎 薫 氏

テーマ

労働基準関係法令の基礎知識
犯罪の起きにくいまちづくり
宮古地域の雇用失業情勢について
公的年金制度について
消費税軽減税率制度について

平成30年 新春の集い

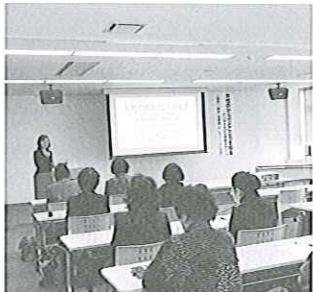
(30.1.29 浄土ヶ浜パークホテル)



(株)シン・ケアサポート代表 早川進 氏
「人生を探求する～幸せな人生をおくるために～」

健康セミナー(女性部会主管)

(30.2.9 シートピアなあと)



医学博士 植田美津恵 氏
「女性のからだとこころを知る～アンチエイジングセミナー～」

売上向上計画策定セミナー(山田支部で開催) 個別相談も実施

30.2.2・30.2.5 (山田町商工会館)



マネージメント・ストーリー代表 阿部敏雄 氏

スポーツ
の秋
満喫!

社会貢献活動・部会活動



第16回宮古下閉伊オーブンダブルス卓球大会



女性部会 レクリエーション大会

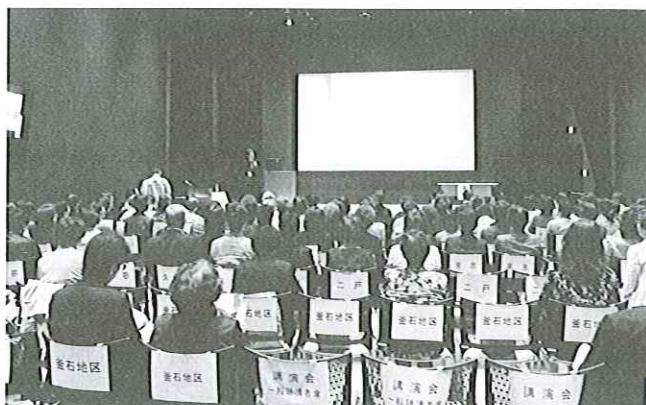


ゴルフ大会(青年部会主催)

社会貢献活動の一環として宮古法人会が毎年開催している卓球大会が、11.5（日）宮古市民総合体育館において69チーム252名の選手が参加し熱戦が繰り広げられました。参加全選手に参加賞及び全国法人会総連合作成の税に関する小冊子を配布しました。なお、この小冊子は、管内新成人にも関係市町村のご協力のもと、成人式にて配布しました。女性部会はグリーンピア三陸みやこでレクリエーション大会、青年部会主導のゴルフ大会が宮古カントリークラブで開催されました。

女性部会研修の集い

(29. 9. 28 釜石情報交流センター)



121名が参加
(宮古法人会からは大井富喜子部会長以下12名が参加)

青年部会研修の集い

(29. 10. 13 二戸パークホテル)



128名が参加
(宮古法人会からは山館浩部会長以下7名が参加)

平成30年度税制改正の大綱の概要 (平成29年12月22日 閣議決定) 法人会の税制改正への提言が税制改正に反映!!

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。

また地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。

具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- ・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。

○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ・給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- ・公的年金等控除について、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ・基礎控除について、合計所得金額 2,400 万円超で控除額が通減を開始し、2,500 万円超で消失する仕組みとする。

資産課税

○ 事業承継税制の拡充

- ・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2／3）の撤廃、納税猶予割合の引き上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に 対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

○ 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

- ・同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

○ 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

○ 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

- ・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

法人課税

○ 賃上げ・生産性向上のための税制

- ・所得拡大促進税制を改組し、①平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、②国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。

(注) 中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。

- ・情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。

- ・租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、①平均給与等支給額が前年度を超えること、②国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

○ 事業再編の環境整備

- ・産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた事業者が行った特別事業再編（自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得）による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

○ 地方拠点強化税制の見直し

- ・地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しを行う。

消費課税

○ 国際観光旅客税（仮称）の創設

- 平成 31 年 1 月 7 日以後の出国旅客に定額一律（1,000 円）の負担を求める国際観光旅客税（仮称）を創設する。

○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- 一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。（注）現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要。
- 現行の紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続を電子化する。

○ たばこ税の見直し

- 国及び地方のたばこ税の税率を 1 本あたり 3 円引上げ。平成 30 年 10 月 1 日より 1 本あたり 1 円ずつ 3 段階に分けて実施する。
- 加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

○ 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

- 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の 75% から 50% に変更し、統計カバー外（50%）の代替指標を人口とする。

○ 金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- 輸入に係る消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の 10 倍が 1,000 万円超の場合、脱税額の 10 倍に引き上げる。

国際課税

○ 恒久的施設関連規定の見直し

- 日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直す。

納税環境整備

○ 税務手続の電子化等の推進

- 法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。
- 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出を可能とする。
- 複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムを導入する。

* 注 関税に関する項目は省略させていただきました。詳しく知りたい方は、政府広報、国税庁ホームページにて確認されるようお願いいたします。

喫緊の経営課題「人手不足」に思う

ジャーナリスト 海部 隆太郎

中小企業の景況感を各種調査で見ると、力強さに一抹の不安感を残しつつも総じて改善傾向にあるといふ。だが、実態はもっと力強い改善と言い切っても良いような気がしてならない。

ある製造業の経営者に聞くと「悪くないよ。受注残も厚く先行きの見通しもまずまず。しかし、調査員に尋ねられると口から出る言葉は『まだ厳しさがある』と言ってしまうんだよなあ。悲しい習性だね」と語る。自分だけ良いとは言いにくいし、好調なら親事業者から値引きして欲しい、などと要望されるのも嫌だから。その気持ちは分かる。景気調査が的外れだと主張しているのではない。中小企業の経営者マインドをくみ取れば、後退局面は素早く反応するが、回復期は慎重になるので実態が見えにくくなると、うがった見方をついしたくなる。

むしろ、業績が好調に推移する中で不安感が強まっているのは、人手不足への対応だ。食品卸の人事担当役員は「募集広告もハローワークへの求人も全く効果なく、外国人に頼っている。ただ定着しないのが悩み」と現状を話してくれた。少子高齢化が叫ばれる中で、将来的に見ても労働力不足の改善は見込めそうもない。中小企業の人手不足は深刻度を増し、存続の危機といっても過言ではない業種もあると聞く。



(注)挿入絵 事務局

[筆者紹介] 海部隆太郎(かいべ・りゅうたろう)
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題を取材し、新聞・経済誌などに執筆中

人材は魅力ある企業に集まる

日本商工会議所が7月上旬に発表した「人手不足等への対応に関する調査」によると、6割以上の企業が「不足している」と答え、業種別では宿泊・飲食業、運輸業、介護・看護の順で不足割合が高かった。不規則な勤務体系や長時間労働などが要因のひとつと考えられる。採用が難しく応募者が少ないとには理由がある。前述の業種は一般的には人が集まりにくいのだろうが、だからといって業種のせいにしていては何も変わらない。行動を起こさなければ、人手不足は改善しない。

では、どうすれば人手を確保できるのだろうか。自社の課題、問題点を把握し、採用したい人材を明確にすることから始めるべきだと思う。その上で、必ずある自社の魅力を整理してアピールできるようにすることが肝心。

人材コンサルタントの話では「面接で質問攻めにする人事担当者が多いが、これが最大の間違い」と教えてくれた。入ろうとする会社の情報を知らない応募者が圧倒的なのだから、不安を和らげるよう整理した魅力を経営者自身が語ることが大事だという。社内でも新人を受け入れられるよう話し合い体制を作るなど、そのために全社が一丸となるべき。要は入りやすい会社にすることが人手不足の対応策であり、定着率を上げる基本だ。

コンプライアンスは当然で、さらに会社をあげて社会貢献に取り組むことも魅力を増す。社会的な使命を感じることで、人はやりがいを抱く。人手不足への対応は会社を変えるチャンスだと思う。

平成29年度納税表彰式

(29. 11. 13 ホテル近江屋)



栄えある受賞 おめでとうございます。

仙台国税局長表彰

伊藤 敏氏 公益社団法人宮古法人会副会長

宮古市

宮古税務署長表彰

伊藤敏郎 氏 公益社団法人宮古法人会 理事

宮古市

信夫孝行 氏 宮古・下閉伊地区納税貯蓄組合連合会 会長

宮古市

宮古・下閉伊地区納税貯蓄組合連合会会長表彰

南陵宮古医師納税貯蓄組合（木澤健一組合長）

宮古市

浅内納税貯蓄組合（三上重光組合長）

岩泉町

管窪納税貯蓄組合（林脇里次組合長）

田野畑村

**消費税期限内納付
推進運動
実施中！**

● 消費税の期限内
納付を忘れずに。

法人会

□ 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。

□ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(①)。

消費税には
申告・納付期限^(②)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

□ 期限を過ぎると滞延税がかかります。

□ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(③)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(③)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(④)

*1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

*2 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行なう必要があります。

*3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

*4 直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出
などの手続が
インターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 *届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、
自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、
本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると →
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から
5年間、税務署から書類の提出又は
提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp